

停電を伴う災害時等における人工呼吸器装着 在宅難病患者への支援に関する協定書

山形県難病等団体連絡協議会（以下「甲」という。）、山形県難病医療等連絡協議会（以下「乙」という。）、山形県ハイヤー協会（以下「丙」という。）、山形県ハイヤー・タクシー協会（以下「丁」という。）及び山形県（以下「戊」という。）は、次のとおり、停電を伴う災害時等における、人工呼吸器装着在宅難病患者（以下「難病患者」という。）への支援に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、停電を伴う災害時等において、難病患者が電源の確保された医療機関への移送を希望する場合、甲、乙、丙、丁及び戊が連携して、受入医療機関及び移送手段の確保のための協力をを行うことを目的とする。

（甲の協力内容）

第2条 甲は、日ごろの協議会活動等を通して、難病患者の状況把握に努めるとともに、停電を伴う災害時等において、難病患者が丙又は丁の所管する車両を利用して、電源の確保された医療機関への移送を希望する場合には、難病患者の求めに応じて、移送にかかる必要な契約手続き等の調整を行うものとする。

（乙の協力内容）

第3条 乙は、停電を伴う災害時等において、難病患者が電源の確保された医療機関への移送を希望する場合で、かつ、難病患者が移送可能な医療機関の紹介を希望する場合には、難病患者の求めに応じて、医療機関の紹介を行うものとする。

（丙及び丁の協力内容）

第4条 丙及び丁は、停電を伴う災害時等において、難病患者が丙又は丁に加盟している企業（以下「加盟企業」という。）の所管する車両を利用して、電源の確保された医療機関への移送を希望する場合には、難病患者の家族とあらかじめ移送契約等（以下「契約等」という。）を締結の上、契約等に基づく移送を行うことができるよう加盟企業と調整を図るものとする。

（戊の協力内容）

第5条 戊は、本協定が円滑に執行されるよう、甲、乙、丙及び丁間の連携について必要な調整等を行うとともに、災害時等においては、県の災害対策本部や医師会等の関係機関（他県の関係機関も含む。）との連絡調整を行い、甲、乙、丙及び丁に必要な情報提供を行うものとする。

（個人情報の保護）

第6条 甲、乙、丙、丁及び戊は、この協定の実施に当たり、個人情報の取り扱いを適正に行うとともに、この協定の有効期間中又は有効期間が終了した後においても、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(協議)

第7条 この協定の内容に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙、丙、丁及び戊で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲、乙、丙、丁及び戊のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成26年8月21日

甲 山形市小白川町四丁目32番7号
山形県難病等団体連絡協議会
代表幹事 川越 隼



乙 山形市松波二丁目8番1号
山形県難病医療等連絡協議会
会長 加藤 丈



丙 山形市大字漆山字行段1422番地
一般社団法人 山形県ハイヤー協会
会長 石川 康夫



丁 山形市五十鈴三丁目1番30号
山形県ハイヤー・タクシー協会
会長 伊藤 博



戊 山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村 美栄子

